

日吉津村職員の早期退職に係る募集実施要項

令和3年5月13日
日吉津村長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（日吉津村職員の早期退職希望者の募集及び認定に関する条例（平成26年日吉津村条例第21号）第2条第1号）を行う。

1. 募集の対象

日吉津村に勤務する職員のうち、令和4年3月31日現在で「45歳以上」の者
なお、次の（1）から（4）のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- （1）会計年度任用職員
- （2）臨時的任用職員
- （3）令和4年3月31日までに定年に達する職員
- （4）令和3年5月18日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意または重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年5月18日から令和3年6月7日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間

令和3年5月18日（火）午前8時30分 から
令和3年6月 7日（月）午後5時15分 まで

- ※ 郵送の場合は、募集の期間内に下記受付担当宛に必着のこと。
- ※ 応募受付人数の上限（若干名）に達した段階で受付を締め切り、直ちに周知する。
- ※ 都合により募集の期間を延長するときは、直ちにその旨周知する。

4. 退職すべき期間

令和4年3月1日（火）から令和4年3月31日（木）まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を延期することがあり得る。

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、郵送、手渡し、電子メールなどの方法により下記受付担当宛に提出する。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※応募の受付後、概ね2週間以内に通知する予定
※不認定となるのは、次の（1）～（4）のいずれかに該当する場合である。
 - （1）この募集実施要項に適合しない場合
 - （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（様式第2号）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する連絡先（受付担当）

総務課長 小原 義人

電話：27-5950

E-MAIL：kohara@vill.hiezu.lg.jp